六十一　地方創生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×0.5

算式の符号

Ａ　地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

六十二　投票所への移動支援等に要する経費があること。

道府県の議会の議員及び長の選挙に要する経費について、次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に要する費用について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所をその管理に属しない建物に設けた場合における当該建物の借料について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

四　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所における混雑を緩和するために警備又は誘導に係る事務を第三者に委託等した場合における当該委託等に要する経費について当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六十三　巡回診療ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十四　病害虫等の防除に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。

六十一　地方創生の推進に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×0.5

算式の符号

Ａ　地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の規定により国の交付金を受けて施行する事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方創生の推進に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

六十二　投票所への移動支援に要する経費があること。

道府県の議会の議員及び長の選挙において、市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所、共通投票所及び期日前投票所までの交通手段を提供するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

［新設］

［新設］

［新設］

国の補助金を受けて施行する巡回診療ヘリコプター運営事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十四　病害虫等の防除に要する経費があること。

病害虫等の防除を行う事業（第二条第一号の表第二十八号の森林病害虫等防除事業を除く。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額とする。